省　令

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十七日

総務大臣　高市　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示する期間内に申請することを要しない無線局） **第六条の四**　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局 ［八～十一　略］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 ［(1)～(14)　略］ (15)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (16)～(22)　［略］ (23)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［三～七の二　略］ 七の三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） ［(1)～(2)　略］ (3)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［七の四～九　略］ 十　前条第二項第一号に規定する基地局 ［(1)～(4)　略］ (5)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの ［略］ (6)　(7)　［略］ (8)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの ［十一・十二　略］	（公示する期間内に申請することを要しない無線局） **第六条の四**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局 ［八～十一　同上］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(14)　同上］ (15)～(21)　［同上］ ［新設］ ［三～七の二　同上］ 七の三　［同上］ ［(1)～(2)　同上］ ［新設］ ［七の四～九　同上］ 十　［同上］ ［(1)～(4)　同上］ ［新設］ (5)　［同上］ (6)　［同上］ ［新設］ ［十一・十二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。